

宗像市電子入札試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宗像市契約事務規則（平成15年宗像市規則第35号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、本市の電子入札システムにより行う入札(以下「電子入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 電子入札の対象は、一般競争入札又は指名競争入札により宗像市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等のうち、発注者が電子入札で行う旨を入札公告等で指定した案件(以下「電子入札案件」という。)とする。

- 2 発注者は、電子入札案件について、電子入札システムに案件登録を行うものとする。
- 3 案件登録情報の内容に錯誤等が認められた場合には、登録情報の変更又は入札中止の処理を行う。
- 4 前項の規定により、登録情報の変更又は入札中止の処理を行う場合は、必要事項を入札参加者に通知する。

(運用時間)

第3条 電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、宗像市の休日 を定める条例(平成15年宗像市条例第2号)第1条第1項に定める市の休日(以下「休日」という。)を除き、次の時間帯とする。

(1) 電子入札システム

発注者 午前8時30分から午後9時まで

入札参加者 午前8時30分から午後8時まで

(2) 入札情報公開システム

発注者 午前8時30分から午後9時まで

入札参加者 午前6時から午後11時まで

- 2 電子入札に関し、利用方法や障害発生時の対処方法などの問い合わせに一括して対応する窓口のヘルプデスクの運用時間は、休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(電子入札システム利用者)

第4条 電子入札システムを利用することができる者は、宗像市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている入札参加有資格者に限るものとする。

- 2 特定建設工事共同企業体(以下この項において「特定JV」という。)を対象とする入札案件において電子入札を行う者は、特定JVの代表会社とする。

(利用者登録)

第5条 電子入札を行う者は、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

- 2 入札参加者は、代表者、会社の商号又は会社の住所に変更が生じた場合には、速やかに変更後のICカードを再取得し、再度の利用者登録を行わなければならない。
- 3 入札参加者は、電子入札システムに登録した企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報に変更が生じた場合は、当該変更内容の登録を行わなければならない。

(入札書等の取扱い)

第6条 発注者は、電子入札案件については、原則として電子入札システムにより入札させるものとする。ただし、入札参加者から事前に紙入札方式参加届出書(様式第1号)が提出され、次の各号のいずれかに該当した場合に限り、紙入札での参加を認めるものとする。

- (1) 代表者、会社の商号又は会社の住所の変更によるICカードの再取得手続き中の場合
 - (2) ICカードの失効、閉塞(PIN番号の連続した入力ミス)、破損又は盗難による再発行手続き中の場合
 - (3) パソコン端末、通信回線等の障害で電子入札に対応できない場合、その他やむを得ない事情があると認められる場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める場合
- 2 入札参加者は、積算内訳書や配置予定技術者届等の入札参加必要書類(次項において「入札参加必要書類」という。)の提出を求められた場合については、マイクロソフト社のワード若しくはエクセル又はアドビシステムズ社のアクトバット(PDF作成ツール)により作成し、提出しなければならない。ただし、発注者が他の作成ツールを指定する場合は、この限りでない。
 - 3 紙入札参加者は、紙入札用入札書(様式第2号。以下「紙入札書」という。)及び入札参加必要書類を封入し、入札公告等記載の入札書受付締切日時(以下「締切日」という。)までに、第7条にて指定する方法で提出しなければならない。
 - 4 紙入札参加者は、紙入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ入力番号(任意の3桁の数字)を記載するものとし、紙入札書にくじ入力番号の記載がない場合は、くじ入力番号は「999」として取り扱うものとする。
 - 5 入札参加者が入札を辞退する場合は、開札日時までに電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、辞退届を提出した後は、辞退届の撤回を行うことはできない。

(紙入札の提出方法)

第7条 紙入札の提出方法は、発注者の指定する場所へ持参するものとする。

2 紙入札書及び入札参加必要書類は、次の各号に掲げる事項を記載した封筒に入れ封印し、提出しなければならない。

- (1) 宛先
- (2) 入札案件名
- (3) 差出人の住所、商号又は名称及び代表者名
- (4) 入札書等を在中した旨

3 提出した入札書等の差し替えは認めないものとする。

(開札)

第8条 開札は、入札公告等に記載した開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札をした者がいる場合は、発注者は、電子入札の開札前に事前に提出された紙入札書を開封し、当該業者名、記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録するものとする。

(電子くじ)

第9条 発注者は、予定価格の制限の範囲内で最低の金額をもって入札した者が2人以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。ただし、総合評価方式については、この限りでない。

2 電子くじに利用される情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) くじ入力番号 入札書提出時に入力した3桁の数字
- (2) 乱数値 発注者が入力した3桁の数字
- (3) 応札順序 入札書がシステムに到達した順序

3 紙入札参加者の応札順序は電子入札による入札参加者の後とし、紙入札参加者が複数ある場合は名簿登載順とする。

4 前3項に基づく電子くじの手続きを行わない場合には、別に発注者が指定する場所及び日時においてくじ引きにより決定する。

(入札執行回数)

第10条 電子入札における入札の執行回数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事：1回
- (2) 測量・建設コンサルタント等：2回
- (3) 前号において2回の入札で落札しない場合は、2回目の最低価格の入札業者から見積書を1回提出させるものとする。

(入札の無効)

第11条 規則第20条に定めるもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

2 電子入札において次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 同一案件において電子入札と紙入札とを二重にした場合
- (2) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の目的をもってICカードを使用した場合

3 紙入札において次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 第7条に定める方法以外で入札した場合
- (2) 封筒及び入札書、入札参加必要書類に入札件名等の必要事項が記載されていない場合

(3) 封筒と入札書、入札参加必要書類の記載内容が一致しない場合

(4) 封筒の指定箇所に封印がない場合

(5) 前4号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した場合

(障害時の対応)

第12条 発注者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因及び復旧の見込み等を調査の上、入札書受付締切日及び開札予定日時の変更、延長又は紙入札への変更若しくは入開札の中止等必要な処置を講ずるものとし、必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、市ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項各号に該当しない者についても紙入札を認めるものとする。

様式第 1 号(第 6 条関係)

紙入札方式参加届出書

年 月 日

(宛先)宗像市長

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

下記案件について、宗像市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を届出いたします。

記

1 案件名

2 電子入札での入札参加ができない理由

(1)電子証明書(ICカード)の取得手続き中(取得申請書の写しを添付してください。)

新規取得

登録内容変更のため再取得

失効、閉塞、破損、盗難のため再取得

(2)その他

パソコン端末、通信回線等の障害(具体的な現象を記入してください。)

その他(具体的に記入してください。)

入 札 書 (紙 入 札 用)

入札金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

担当課 _____

起工番号 第 _____ 号

件 名 _____

宗像市契約事務規則、入札心得及び仕様書等を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 _____ 印

くじ番号			
------	--	--	--

宗像市長 あて

備考

- 金額欄は、契約希望金額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額(免税事業者は税額相当分)を除いた金額を記載してください。
- 金額の記載は算用数字で表示し、その頭部に「¥」を記載してください。
- くじ番号欄は、任意の3桁の数字「000~999」を記載してください。なお、くじ番号欄の記載がない場合はくじ番号は「999」として取り扱うものとします。